

外形標準課税対象法人 様

熊本県県央広域本部 課税第一課長

外形標準課税に係る確認資料の提出について（依頼）

本県税務行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人におかれましては、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から外形標準課税が適用され、申告納付をいただいているところです。

この外形標準課税につきましては、地方税法において県が課税標準額を確認することになっておりますので、申告書の提出と併せて、別添「付加価値額に係る積算の内訳書」及び「申告チェックリスト」の提出をお願いします。

また、添付資料として、「貸借対照表」、「損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）」、「法人税申告書別表一（一）、四、五（一）、五（二）、八（一）」及び「勘定科目内訳明細書⑩雑益、雑損失等の内訳書」も申告時に併せて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、「付加価値額に係る積算の内訳書」及び「申告チェックリスト」の提出は、あくまでも任意ですので、提出しないことをもって不利益な取り扱いをするものではありません。

外形標準課税別表等提出書類一覧

提出書類		提出先	主たる事務所 のある都道府県	主たる事務所 のある都道府県
6号様式	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	○	○
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	○	○
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	○	○
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	○	○
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書	○	×
	別表5の3の2	労働者派遣に関する明細書	○	×
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	○	×
	別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	○	×
	別表5の6	雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	○	○
	別表5の7	平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額に関する計算書	○	○
添付書類	貸借対照表		○	○
	損益計算書 (販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む)		○	○
	法人税申告書 別表一(一)、四、五(一)、五(二)、八(一)		○	○
	勘定科目内訳明細書 <sup>⑩</sup> 雑益、雑損失等の内訳書		○	×

\* 6号様式別表5の2の2、同5の2の3、同5の2の4、同5の3の2、同5の6、同5の7については、該当する法人